

## 付 議 第 1 号

### 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（特別支援教育課員駐在所）

**第8条** 特別支援教育課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に特別支援教育課員駐在所を置く。

第11条第9号を削り、同条第10号を同条第9号とする。

第13条中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 県立高校及び市町村立の高等学校の高等学校等就学支援金等に関すること。

第17条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 高知県立弓道場に関すること。

第36条第2項中「2人」を「2人以上」に、「予算の総括を担当する教育次長、指導の事務を担当する教育次長の」を「あらかじめ教育長が定めた」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

平成 26 年度の定期の組織見直しに伴い、分掌事務及び事務局の職制について改正を行うものである。

2 改正の主な内容

(1) 分掌事務について

ア 特別支援教育課が所管する事務の一部を行うため、高知市に特別支援教育課員駐在所を置く。

イ 教育センター県外留学生駐在所について、実態がないことから、当該規定を削る。

ウ 幼保支援課が所掌する事務について、公益法人が社会福祉法人に移行したこと等から、公益法人に関する事務を削る。

エ 高等学校課が所掌する事務に高等学校等就学支援金等に関することを追加する。

オ スポーツ健康教育課が所掌する事務に高知県立弓道場に関することを追加する。

(2) 職制について

教育次長が 2 人以上の場合は、あらかじめ教育長が定めた順序で教育長の職務を代行するものとする。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

本則

第 2 章 事務局

第 2 章 事務局

第 1 節 課及び事務所の設置並びに名称等

第 1 節 課及び事務所の設置並びに名称等

(特別支援教育課員駐在所)

(教育センター県外留学生駐在所)

第 8 条 特別支援教育課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に特別支援教育課員駐在所を置く。

第 8 条 高知県教育公務員の長期研修に関する規則(昭和 42 年高知県教育委員会規則第 9 号)第 2 条第 2 号に規定する国内留学研修の一部を行うため、徳島県鳴門市及び愛媛県松山市に教育センター県外留学生駐在所を置く。

第 2 節 分掌事務

第 2 節 分掌事務

第 1 款 課の分掌事務

第 1 款 課の分掌事務

(幼保支援課)

(幼保支援課)

第 11 条 幼保支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

第 11 条 幼保支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(1)～(8) 略

(9) 略

(9) 保育所のみ経営する公益法人に関すること。

(高等学校課)

(10) 略

(高等学校課)

第 13 条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

第 13 条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(19) 略

(1)～(19) 略

(20) 県立高校及び市町村立の高等学校の高等学校等就学支援金等に関すること。

(21) 略

(20) 略

(22) 略

(21) 略

(スポーツ健康教育課)

(スポーツ健康教育課)

第 17 条 スポーツ健康教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(15) 略

(16) 高知県立弓道場に関すること。

(17) 略

(18) 略

#### 第 6 章 職制

(教育次長等)

第 36 条 略

2 前項の場合において、教育次長が 2人以上あるときは、あらかじめ教育長が定めた順序で教育長の職務を代行する。ただし、教育次長に事故があるとき又は欠けたときは、課長の職にある職員が教育長の職務を代行するものとし、その代行する順序は、第 6 条第 1 項に規定する課の順序とする。

第 17 条 スポーツ健康教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(15) 略

(16) 略

(17) 略

#### 第 6 章 職制

(教育次長等)

第 36 条 略

2 前項の場合において、教育次長が 2人あるときは、予算の総括を担当する教育次長、指導の事務を担当する教育次長の順序で教育長の職務を代行する。ただし、教育次長に事故があるとき又は欠けたときは、課長の職にある職員が教育長の職務を代行するものとし、その代行する順序は、第 6 条第 1 項に規定する課の順序とする。

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部改正について

—（教育センター—県外留学生駐在所）—

第8条—高知県教育公務員の長期研修に関する規則（昭和42年高知県教育委員会規則第9号）第2条第2号に規定する国内留学研修の一部を行うため、徳島県鳴門市及び愛媛県松山市に教育センター—県外留学生駐在所を置く。

↓

（特別支援教育課員駐在所）

第8条 特別支援教育課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に特別支援教育課員駐在所を置く。

【参考】

高知県教育公務員の長期研修に関する規則（昭和42年高知県教育委員会規則第9号）第2条第2号に規定する国内留学研修とは、

教育センター、心の教育センター、大学その他の教育機関（以下「教育機関」という。）において、現職のままで別に定める研究課題についての研究に従事するもの

（幼保支援課）

第11条 幼保支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）保育士の試験及び資格登録に関すること。
- （2）保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設における保育及び教育に関する専門的事項の支援に関すること。
- （3）開かれた園づくりの推進に関すること。
- （4）保育所に関すること。
- （5）幼稚園に関すること。
- （6）認定こども園に関すること。
- （7）認可外保育施設に関すること。
- （8）高知県幼児教育振興アクションプログラムに関すること。

—（9）保育所のみ経営する公益法人に関すること。—

（9）

—（10）前各号に掲げるもののほか、保育所、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

## (高等学校課)

**第13条** 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立の高等学校（以下この条において「県立高校」という。）及び市町村立の高等学校（定時制の課程に限る。次号において「市町村立学校」という。）の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2) 退職手当管理機関に関すること（県立高校及び市町村立高校の教職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む。）に係るものに限る。）。

(3) 県立高校の教科用図書採択に関すること。

(4) 県立高校の教材教具に関すること。

(5) 県立高校の教育課程、学習指導その他教育に関する専門的事項の指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

(6) 県立高校の芸術文化の振興に関すること。

(7) 県立高校の学校図書館の指導に関すること。

(8) 県立の中学校（以下この条において「県立中学校」という。）及び県立高校の入学者の選抜に関すること。

(9) 県立高校の開かれた学校づくりの推進に関すること。

(10) 県立中学校の就学に関すること。

(11) 県立高校の産業教育に関すること。

(12) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。

(13) 中高一貫教育の推進に関すること。

(14) 高知県高等学校等奨学金に関すること。

(15) 公立の専修学校及び各種学校に関すること。

(16) 県立高校の定時制通信制教育に関すること。

(17) 県立高校の再編及び振興に関すること。

(18) 県立高校の学科改編並びに県立中学校及び県立高校の入学定員に関すること。

(19) 県立中学校及び県立高校の設置及び廃止並びに県立高校の課程等の設置及び廃止に関すること。

**(20) 県立高校及び市町村立の高等学校の高等学校等就学支援金等に関すること。**

**(21)**

~~(20)~~ 高知県県立高校通学支援奨学金に関すること。

**(22)**

~~(21)~~ 前各号に掲げるもののほか、県立高校に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

**(スポーツ健康教育課)**

**第17条** スポーツ健康教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校保健及び健康教育に関すること。
- (2) 学校給食及び食育に関すること。
- (3) 高知県学校保健会及び高知県学校給食会に関すること。
- (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (5) 学校体育に関すること。
- (6) 児童生徒の体力向上に関すること。
- (7) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (8) 総合型地域スポーツクラブに関すること。
- (9) 高知県スポーツ推進審議会に関すること。
- (10) 体育関係団体の育成及び指導に関すること。
- (11) 競技力向上に関すること。
- (12) 国民体育大会に関すること。
- (13) 高知県体育協会に関すること。
- (14) 高知県立県民体育館に関すること。
- (15) 高知県立武道館に関すること。

**(16) 高知県立弓道場に関すること。**

**(17)**

~~—(16)—~~高知県スポーツ振興財団に関すること。

**(18)**

~~—(17)—~~前各号に掲げるもののほか、学校保健、学校給食、体育及びスポーツに関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

**(教育次長等)**

**第36条** 教育次長及び参事の職務は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項の場合において、教育次長が**2人2人以上**あるときは、**予算の総括を担当する教育次長、指導の事務を担当する教育次長の順序であらかじめ教育長が定めた順序**で教育長の職務を代行する。ただし、教育次長に事故があるとき又は欠けたときは、課長の職にある職員が教育長の職務を代行するものとし、その代行する順序は、第6条第1項に規定する課の順序とする。

**【参考】**

第6条第1項に規定する課の順序とは、

- ①教育政策課、②教職員・福利課、③学校安全対策課、④幼保支援課、
- ⑤小中学校課、⑥高等学校課、⑦特別支援教育課、⑧生涯学習課、
- ⑨新図書館整備課、⑩文化財課、⑪スポーツ健康教育課、⑫人権教育課